開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年３月31日

開成町長　山　神　　裕

開成町条例第15号

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

開成町国民健康保険税条例（昭和31年開成町条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（国民健康保険税の減額） 第26条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の４第11項に規定する額を超える場合には、その額）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の４第19項に規定する額を超える場合には、その額）、同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の４第27項に規定する額を超える場合には、その額）並びに同条第５項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキ及びクに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の４第37項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。 （１）～（３）　（略） ２　（略） ３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第４項に規定	（国民健康保険税の減額） 第26条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の４第11項に規定する額を超える場合には、その額）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の４第19項に規定する額を超える場合には、その額）、同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の４第27項に規定する額を超える場合には、その額）並びに同条第５項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキ及びクに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の４第37項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。 （１）～（３）　（略） ２　（略） ３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第４項に規定

改正後	改正前
する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第３条の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の６に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 （２）～（９）　（略） ４　（略）	する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第３条の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の５に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 （２）～（９）　（略） ４　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の開成町国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。